平成２３年（フ）第２１号
千葉県香取市佐原ニ4944番地
債務者　保科　直美
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第２３号
千葉県香取市山之辺20番地　佐原ハイツ細根上５号棟
債務者　塩川　貴博
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第１８２４号
愛知県春日井市玉野町78番地１
債務者　三浦　敏子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１２４号
名古屋市守山区天子田３丁目1001番地　大森向住宅８棟405号
債務者　小島　修一
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２２５号
名古屋市西区坂井戸町128―２　パークサイド庄内緑地302号、住民票上の住所愛知県一宮市三ツ井１丁目９番11号　ミツイキタウラ205号
債務者　酒井　松勝
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２３５号
名古屋市港区野跡３丁目５番７―903号　みなと荘
債務者　増田　　孝
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３１号
愛知県豊田市上郷町４丁目３番地３
債務者　兼子　季之
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３４７号
愛知県刈谷市築地町３丁目27番地１　グレイスカリガネ303号
債務者　杉山　安弘
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
滋賀県長浜市東上坂町198番地７、住民票上の住所滋賀県彦根市原町808番地26
債務者　岩崎　良嗣
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第２４５号
岡山県倉敷市東塚４丁目16番48号イーストリッチＢ棟103
債務者　本行　綾花
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１００７号
札幌市東区北38条東７丁目２番24号　ハイツ正優Ｂ102号
債務者　黒川　好一
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７００号
札幌市厚別区厚別東４条６丁目２番７―105号、申立時の住所札幌市白石区北郷８条４丁目９番27―101号
債務者　斉藤　有輝
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８３５号
札幌市手稲区曙１条１丁目５番10号　グループホーム笑顔の村五番地
債務者　今　　定子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９９７号
札幌市東区北12条東８丁目１番６―508号
債務者　笹原　郁夫
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２００３号
札幌市西区山の手１条12丁目10番43―103号
債務者　牧野　文朗
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０３１号
札幌市清田区真栄１条１丁目16番12号　関マンション
債務者　三浦　愛子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０６５号
札幌市手稲区星置３条６丁目13番20号　シャトー星置36―202号
債務者　立花　文江（旧姓清水・松澤・源内）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部